

阿賀野市職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第21号

阿賀野市職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の扶養手当の支給に関する規則（平成16年阿賀野市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「130万円以上」の次に「(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。